

# 第157回 定時株主総会 招集ご通知

## ■ 開催日時

2020年6月26日（金曜日）  
午前10時（受付開始 午前9時）

## ■ 開催場所

東京都千代田区六番町6番地28  
当社本社2階会議室

## ■ 議決権行使期限

2020年6月25日（木曜日）  
午後5時45分まで

本年から、株主総会にご出席の株主様へお配り  
しておりますお土産はとりやめさせていただ  
きます。

何卒ご理解賜りますようお願ひ申し上げます。

## Contents

第157回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使についてのご案内	3
株主総会参考書類	5
議案および参考事項	
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 取締役8名選任の件	
第3号議案 監査役3名選任の件	
第4号議案 取締役に対する株式報酬等の額 および内容決定の件	
(添付書類)	
事業報告	18
連結計算書類	42
計算書類	45
監査報告書	48



住友大阪セメント株式会社

証券コード：5232

株主各位

(証券コード : 5232)  
2020年6月9日  
東京都千代田区六番町6番地28  
**住友大阪セメント株式会社**  
取締役社長 関根 福一

## 第157回定期株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第157回定期株主総会を下記により開催いたしますから、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただけたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、可能な限り、当日のご来場はお控えいただき、お手数ながら後掲の株主総会参考書類をご検討下さいまして、3頁および4頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、来る2020年6月25日（木曜日）午後5時45分までに書面またはインターネット等により議決権をご行使賜りたくお願い申し上げます。

敬 具

記

**1. 日 時** 2020年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

**2. 場 所** 東京都千代田区六番町6番地28

当社本社 2階会議室

(末尾の「会場ご案内図」をご参照下さい。)

### 3. 目的項目

#### 報告事項

- 第157期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容  
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第157期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

以上

- ◎本総会における新型コロナウイルス感染防止策につきましては、当社ホームページ (<https://www.soc.co.jp/ir/document/info05-2/>) に掲載させていただきます。なお、本総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、更新する場合がございます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結注記表および個別注記表につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.soc.co.jp/ir/document/info05-2/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ (<https://www.soc.co.jp/ir/document/info05-2/>) に掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

## 株主総会にご出席いただく場合



株主総会開催日時 2020年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さい（ご捺印は不要です。）。  
なお、株主様でない代理人および同伴の方など、議決権行使することができる株主様以外の方はご入場いただけませんので、ご注意下さい。

## 書面にて行使いただく場合



行使期限 2020年6月25日（木曜日）午後5時45分必着

各議案の賛否を議決権行使書用紙にご記入のうえ、切手を貼らずにご投函下さい。

## インターネット等にて行使いただく場合



行使期限 2020年6月25日（木曜日）午後5時45分まで

インターネット等により議決権行使される場合は、議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

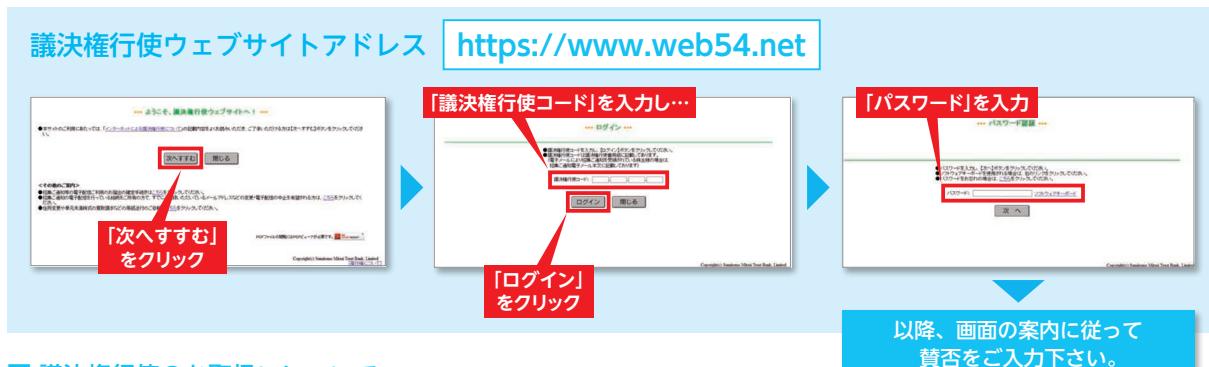
議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

※バーコード読み取り機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、  
議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細について  
はお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認下さい。  
(QRコードは、株式会社デンソーウエーブの登録商標です。)



インターネット等による議決権行使のご案内については4頁をご参照下さい。▶

# インターネット等による議決権行使



## 1 議決権行使のお取扱いについて

書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるもの有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

## 2 パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- ① パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。
- ② パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。
- ③ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

## 3 パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- ① 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせ下さい。

**三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル**  
**[電話] ☎ 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)**

- ② その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

- ア 証券会社に口座をお持ちの株主様  
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせ下さい。
- イ 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）  
三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] ☎ 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

## 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社 I C J の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以上

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

#### 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、安定的かつ継続的な配当を基本としつつ、当期の業績と今後の事業環境等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。なお、当期は、中間配当金として1株につき60円をお支払いしたことから、年間の配当金は1株につき120円となり、前期に比べ10円の増配となります。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき60円 総額2,313,951,780円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月29日

(注) 当社は、2018年10月1日を効力発生日として、普通株式について10株を1株とする株式併合を行っておりますので、前期の1株あたりの年間配当金は、中間配当金(5.5円)を併合の割合で換算した金額(55円)と期末配当金(55円)を合わせ、110円に相当いたします。

#### ご参考

##### <利益配分に関する方針>

当社は、株主の皆様への利益配分を、基本的には、収益に対応して決定する重要な事項であると認識しております。この収益を将来にわたって確保するためには、装置産業であるセメント製造業として、不断の設備の改善・更新の投資が必要であり、このための内部留保の拡充も不可欠のことと考えております。以上の観点から利益配分に関しては、安定的・継続的な配当を、経営全般にわたる諸要素を総合的に判断して決定していく方針であります。

## 第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	取締役会への出席状況
1	関根 福一 せき ねふく いち	代表取締役 取締役社長	16回／16回 (100%)
2	大西 利彦 おおにしふりひこ	代表取締役 取締役専務執行役員 [不動産事業室、セメント営業管理部、国際部、物流部 各担当]	16回／16回 (100%)
3	土井 良治 どい りょうじ	取締役常務執行役員 [生産技術部、設備部、鉱產品事業部、環境事業部、セメント・コンクリート研究所 各担当]	13回／13回 (100%)
4	小西 幹郎 こにしみき お幹郎	取締役常務執行役員 [知的財産部、光電子事業部、新材料事業部、新規技術研究所 各担当]	16回／16回 (100%)
5	諸橋 央典 もろはし ひろづね	取締役常務執行役員 [人事部、企画部、管理部、建材事業部 各担当]	13回／13回 (100%)
6	青木 秀起 あおき ひでき	取締役常務執行役員 [赤穂工場長]	13回／13回 (100%)
7	齊田 國太郎 さいだ くにたろう	当社取締役 [再任 社外 独立役員]	16回／16回 (100%)
8	牧野 光子 まきの みつこ	当社取締役 [再任 社外 独立役員]	16回／16回 (100%)

1

せきね  
関根ふくいち  
福一

(1951年5月20日生)

再任



所有する当社株式の数

18,100株

取締役会への出席状況

16回／16回(100%)

2

おおにし  
大西としひこ  
利彦

(1957年9月19日生)

再任



所有する当社株式の数

1,700株

取締役会への出席状況

16回／16回(100%)

#### ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1981年 4月 当社入社  
 2010年 4月 セメント営業管理部長  
 2011年 5月 東京支店長  
 2012年 6月 執行役員  
 2014年 4月 常務執行役員  
 2016年 6月 取締役  
 2018年 6月 専務執行役員(現在に至る。)  
 2019年 6月 代表取締役(現在に至る。)

[不動産事業室、セメント営業管理部、国際部、物流部 各担当]

#### ■ 取締役候補者とした理由

長年にわたり主にセメント販売部門に携わり、豊富な経験と実績を有しております。  
 上記の経験・実績に基づく、販売の第一線で培った販売に関する幅広い知見をもって  
 経営に携わることにより、取締役会の機能強化が期待されるため、選任をお願いするもの  
 であります。

(注) 1. 大西利彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

# 3 土井 良治

(1961年4月8日生)

再任



## 所有する当社株式の数

1,000株

## 取締役会への出席状況

13回／13回(100%)

## ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1986年 4月 通商産業省(現経済産業省)入省  
 2015年 7月 中小企業庁経営支援部長  
 2016年 10月 当社執行役員  
 2016年 10月 生産技術部担当部長  
 2017年 6月 常務執行役員(現在に至る。)  
 2017年 6月 栃木工場長  
 2019年 6月 取締役(現在に至る。)  
 [生産技術部、設備部、鉱產品事業部、環境事業部、セメント・コンクリート研究所 各担当]

## ■ 取締役候補者とした理由

長年にわたり経済産業省において主に産業政策等に携わるとともに、また、当社においては、セメント生産部門に携わり、豊富な経験と実績を有しております。

上記の経験・実績に基づく、生産・技術に関する高度な知見をもって経営に携わることにより、取締役会の機能強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

(注) 1. 土井良治氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 土井良治氏の取締役会への出席状況は、当社取締役に就任してから2020年3月31日までに開催された13回の取締役会への出席状況を記載しております。

# 4 小西 幹郎

(1958年5月2日生)

再任



## 所有する当社株式の数

1,000株

## 取締役会への出席状況

16回／16回(100%)

## ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1981年 4月 当社入社  
 2011年 5月 新材料事業部長  
 2013年 4月 新規技術研究所長  
 2015年 6月 執行役員  
 2018年 6月 取締役(現在に至る。)  
 2018年 6月 常務執行役員(現在に至る。)  
 [知的財産部、光電子事業部、新材料事業部、新規技術研究所 各担当]

## ■ 取締役候補者とした理由

長年にわたり主に新材料事業・研究開発部門に携わり、技術的知見を活かした事業運営・研究開発に関する豊富な経験と実績を有しております。

上記の経験・実績に基づく、多角的な観点をもって経営に携わることにより、取締役会の機能強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

(注) 1. 小西幹郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

**5**もろ はし  
**諸 橋**ひろ つね  
**央 典**

(1959年8月19日生)

**再任**

所有する当社株式の数

1,000株

取締役会への出席状況

13回／13回(100%)

#### ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1982年 4月 当社入社  
 2012年 6月 大阪支店長  
 2013年 6月 執行役員  
 2016年 6月 東京支店長  
 2017年 6月 常務執行役員(現在に至る。)  
 2019年 6月 取締役(現在に至る。)  
 [人事部、企画部、管理部、建材事業部 各担当]

#### ■ 取締役候補者とした理由

長年にわたり主にセメント販売部門・人事部門に携わり、豊富な経験と実績を有しております。

上記の経験・実績に基づく、販売の第一線や人事部門で培った幅広い知見をもって経営に携わることにより、取締役会の機能強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

(注) 1. 諸橋央典氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 諸橋央典氏の取締役会への出席状況は、当社取締役に就任してから2020年3月31日までに開催された13回の取締役会への出席状況を記載しております。

**6**あお き  
**青 木**ひで き  
**秀 起**

(1959年4月25日生)

**再任**

所有する当社株式の数

1,200株

取締役会への出席状況

13回／13回(100%)

#### ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1982年 4月 当社入社  
 2010年 6月 岐阜工場長  
 2015年 6月 執行役員  
 2016年 2月 赤穂工場長(現在に至る。)  
 2018年 6月 常務執行役員(現在に至る。)  
 2019年 6月 取締役(現在に至る。)  
 [赤穂工場長]

#### ■ 取締役候補者とした理由

長年にわたり主にセメント生産部門に携わり、豊富な経験と実績を有しております。上記の経験・実績に基づく、生産・技術に関する高度な知見をもって経営に携わることにより、取締役会の機能強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

(注) 1. 青木秀起氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 青木秀起氏の取締役会への出席状況は、当社取締役に就任してから2020年3月31日までに開催された13回の取締役会への出席状況を記載しております。

7

さい だ  
齊田くに た ろう  
國太郎

(1943年5月4日生)

再任

社外

独立役員



## 所有する当社株式の数

3,900株

## 取締役会への出席状況

16回／16回(100%)

## ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1969年 4月 檢事任官  
 2003年 2月 高松高等検察庁検事長  
 2004年 6月 広島高等検察庁検事長  
 2005年 8月 大阪高等検察庁検事長  
 2006年 5月 弁護士登録・開業(現在に至る。)  
 2008年 6月 当社取締役(現在に至る。)

## [重要な兼職の状況]

平和不動産株式会社社外取締役(2020年6月24日退任予定)  
 キヤノン株式会社社外取締役

## ■ 社外取締役候補者とした理由

大阪高等検察庁等の検事長を歴任され、他の会社の社外取締役に就任されていることによる優れた見識と幅広い経験を生かし、かつ、客観的立場から社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、選任をお願いするものであります。

(注) 1. 齊田國太郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 齊田國太郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 齊田國太郎氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって12年であります。
4. 齊田國太郎氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。
5. 齊田國太郎氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

8

まきの  
牧野みつこ  
光子

(1972年5月12日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社株式の数

100株

取締役会への出席状況

16回／16回(100%)

#### ■ 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

- 1993年 4月 日本放送協会静岡放送局契約キャスター  
 2000年 10月 静岡放送株式会社(SBS静岡放送)契約リポーター  
 2009年 4月 フリーアナウンサー(現在に至る。)  
 2018年 6月 当社取締役(現在に至る。)

#### ■ 社外取締役候補とした理由

日本放送協会等においてニュースキャスター等を務めるなど、長年アナウンサーとしての経験を重ね、様々な業界の中小企業経営者への取材や企業における安全教育・コミュニケーション研修等を多数行ってきており、特に、建設・土木関連の安全教育に携わるなかで、セメント業界関連の現場状況にも通じております。

上記の幅広い経験と優れた見識を生かし、かつ、客観的立場から社外取締役としての職務を適切に遂行していくだと判断したため、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 牧野光子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 牧野光子氏は、社外取締役候補者であります。  
 3. 牧野光子氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年であります。  
 4. 牧野光子氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。  
 5. 牧野光子氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

## 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役 友澤史紀氏は、2019年11月8日逝去により退任され、また、監査役 伊藤要および鈴木和男の両氏は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

1	いとう かなめ <b>要</b>	(1959年5月10日生)	再任
---	------------------------	---------------	----



所有する当社株式の数

800株

取締役会への出席状況

15回／16回(94%)

監査役会への出席状況

12回／13回(92%)

### ■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1982年 4月 当社入社
- 2008年 6月 内部監査室長
- 2012年 6月 二次電池材料事業推進室長
- 2013年 4月 電池材料事業部長
- 2013年 6月 ハ戸セメント株式会社総務部長
- 2016年 6月 監査役(現在に至る。)

### ■ 監査役候補者とした理由

長年にわたり主に管理・企画部門に携わり、豊富な経験と実績を有しております。  
上記の経験・実績に基づく、財務・会計に関する十分な知見をもって監査役としての職務を適切に遂行されることが期待されるため、選任をお願いするものであります。

(注) 1. 伊藤要氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2

すず  
き  
かず  
お  
**鈴木 和男**

(1947年3月3日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社株式の数

900株

取締役会への出席状況

15回／16回(94%)

監査役会への出席状況

12回／13回(92%)

### ■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

- 1973年 1月 監査法人太田哲三事務所(現EY新日本有限責任監査法人)入所
- 1977年 3月 公認会計士登録(現在に至る。)
- 1995年 5月 同監査法人代表社員
- 2004年 5月 同監査法人常任理事
- 2008年 5月 同監査法人経営専務理事
- 2008年 9月 同監査法人シニア・アドバイザー
- 2009年 7月 公認会計士鈴木和男事務所開設(現在に至る。)
- 2010年 6月 当社監査役(現在に至る。)

### ■ 社外監査役候補者とした理由

長年の公認会計士としての幅広い経験と会社経営に対する高い見識を生かし、かつ、客観的立場から社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断したため、選任をお願いするものであります。

- (注)
1. 鈴木和男氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
  2. 鈴木和男氏は、社外監査役候補者であります。
  3. 鈴木和男氏は、過去において当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人に所属しておりました。当社と同監査法人との間には、監査報酬の支払等の取引関係がありますが、同氏は、同監査法人に所属していた期間において当社の監査業務に一切関与しておらず、また、当社グループの支払った監査報酬等の総額が当社の連結売上高および同監査法人の総収入に占める割合が、いずれも0.1%未満であることから、独立性を十分に有しております。
  4. 鈴木和男氏が当社社外監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって10年であります。
  5. 鈴木和男氏は、当社と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。
  6. 鈴木和男氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

# 3 みつ い 三井 拓

(1980年6月7日生)

新任

社外

独立役員



## ■ 略歴、地位および重要な兼職の状況

2012年12月 弁護士登録(現在に至る。)  
 2012年12月 井上晴孝法律事務所(現井上・桜井法律事務所)入所  
 2015年12月 三井拓法律事務所開設(現在に至る。)

## ■ 社外監査役候補者とした理由

弁護士としての企業法務に関する幅広い経験とコーポレートガバナンスに関する優れた見識を生かし、かつ、客観的立場から社外監査役としての職務を適切に遂行していくだけるものと判断したため、選任をお願いするものであります。

所有する当社株式の数

0 株

## 第4号議案 取締役に対する株式報酬等の額および内容決定の件

### 1. 提案の理由および当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」のみとしておりますが、新たに「株式報酬」を導入することといたしましたく、本議案は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）を対象に、株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することについてご承認をお願いするものであります。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、本制度の導入は相当であると考えております。

本議案は、1994年6月29日開催の第131回定時株主総会においてご承認いただきました取締役の報酬の限度額（月額総額40百万円以内。ただし、使用人分給与は含みません。）とは別枠で、新たな株式報酬を、本総会終結の時から2023年6月の定時株主総会終結の時までの3年間（以下「対象期間」といいます。）の間に在任する取締役に対して支給するというものです。

なお、第2号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されると、本制度の対象となる取締役は6名となります。

### 2. 本制度における報酬等の額・内容等

#### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

①	本制度の対象者	当社の取締役（社外取締役を除く。）
②	対象期間	本総会終結の時から2023年6月の定時株主総会終結の時まで
③	②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金150百万円
④	当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤	①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり10,000ポイント
⑥	ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦	①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

## (2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約3年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金150百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

（注）当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、対象期間満了の都度、当社取締役会の決定により、対象期間を3年以内の期間を定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の年数に金50百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記（3）のポイント付与および当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

## (3) 取締役に交付される当社株式の算定方法および上限

### ① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり10,000ポイントを上限とします。

### ② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手続に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

### ③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役に対する上記②の当社株式の交付は、各取締役がその退任時において所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することができます。また、本信託内の当社

株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

**ご参考**

本制度の骨子につきましては、2020年5月22日付「取締役に対する株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

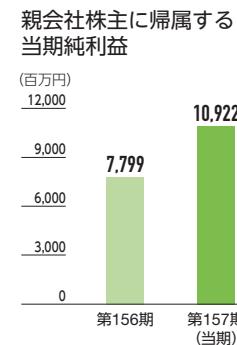
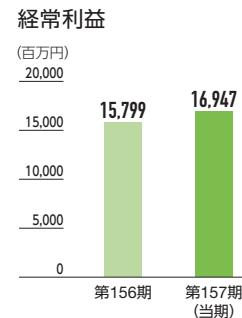
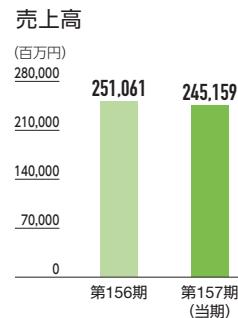
当期におけるわが国経済は、通商問題の動向が世界経済に与える影響等による景気下振れ懸念があったものの、雇用・所得環境の改善や政府の経済対策等の効果を背景に緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、期末に至り、新型コロナウイルス感染症の影響により、足下で大幅に下押しされ、厳しい状況となりました。

セメント業界におきましては、天候不順や技能労働者不足等の影響に加え、民間住宅投資が減少したことなどもあり、官公需、民需ともに減少したことから、セメント国内需要は、前期を3.8%下回る40,970千トンとなりました。一方、輸出は、前期を1.6%上回りました。この結果、輸出分を含めた国内メーカーの総販売数量は、前期を2.6%下回る51,480千トンとなりました。

このような情勢の中で、当社グループは、当期を最終年度とする「2017－19年度 中期経営計画」に基づき、セメント関連事業においては、「海外セメント戦略」・「周辺市場での拡大」・「事業基盤の強化」、高機能品事業においては、「主力製品の増産対応」・「新規事業・新製品の開発」に係る諸施策に取り組んでまいりました。

以上の結果、当期の売上高は、セメント事業等で減収となったことから、245,159百万円と前期実績を2.4%下回りました。

損益につきましては、セメント事業、建材事業、光電子事業等で増益となったことから、経常利益は、16,947百万円と前期に比べ1,147百万円の増益となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に固定資産の減損損失を特別損失に計上したこともあり、10,922百万円と前期に比べ3,123百万円の増益となりました。



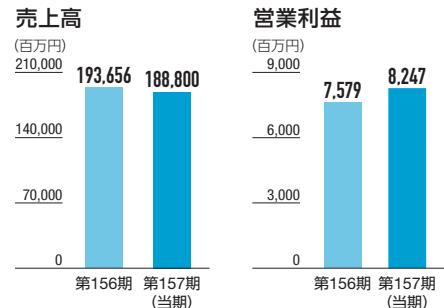
事業別の概況は、次のとおりであります。

## セメント事業

販売数量が前期を下回ったことなどから、売上高は、188,800百万円と前期に比べ4,856百万円（2.5%）減となったものの、生産コスト等の削減により、営業利益は、8,247百万円と前期に比べ667百万円（8.8%）増となりました。

### 主要な事業内容

ポルトランドセメント（普通、早強、中庸熟、低熟）、高炉セメント、フライアッシュセメント、セメント系固化材、生コンクリート、電力の供給、原燃料リサイクル

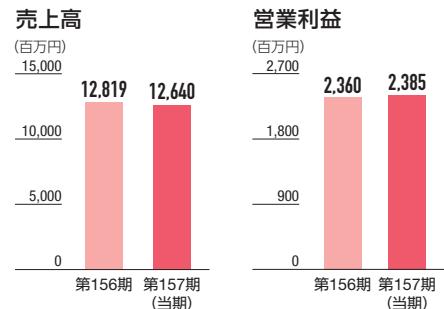


## 鉱產品事業

骨材の販売数量が減少したことなどから、売上高は、12,640百万円と前期に比べ179百万円（1.4%）減となったものの、採掘コストが改善したことなどから、営業利益は、2,385百万円と前期に比べ24百万円（1.0%）増となりました。

### 主要な事業内容

石灰石、ドロマイ特、タンカル、骨材、シリカ微粉

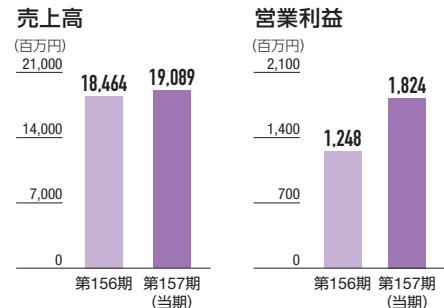


## 建材事業

コンクリート構造物補修・補強材の販売数量が増加したことなどから、売上高は、19,089百万円と前期に比べ624百万円（3.4%）増となり、営業利益は、1,824百万円と前期に比べ576百万円（46.2%）増となりました。

### 主要な事業内容

コンクリート構造物補修・補強（材料、工事）、各種混和材、重金属汚染対策材、魚礁・藻場礁、電気防食工法、各種地盤改良工事、P C（製品、工事）、各種ヒューム管

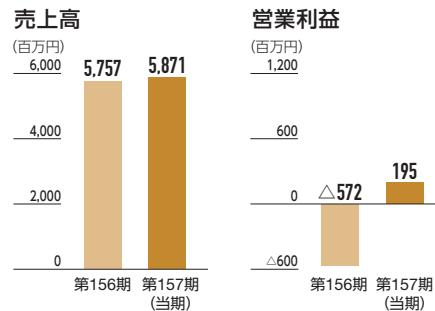


## 光電子事業

新伝送方式用光通信部品の販売数量が増加したことから、売上高は、5,871百万円と前期に比べ113百万円（2.0%）増となり、生産コストが改善したことなどもあり、営業利益は、195百万円と前期に比べ767百万円の好転となりました。

### 主要な事業内容

光通信部品、光計測機器

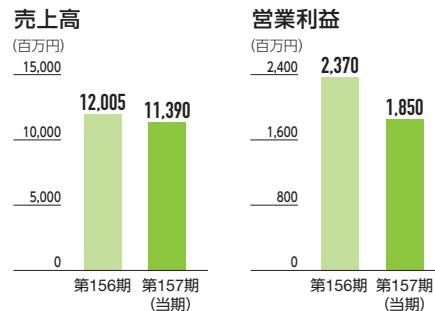


## 新材料事業

半導体製造装置向け電子材料の販売数量が減少したことなどから、売上高は、11,390百万円と前期に比べ614百万円（5.1%）減となり、営業利益は、1,850百万円と前期に比べ520百万円（21.9%）減となりました。

### 主要な事業内容

各種セラミック製品、各種ナノ粒子材料、抗菌剤、化粧品材料、各種機能性塗料、防汚塗料、熱線遮蔽塗料

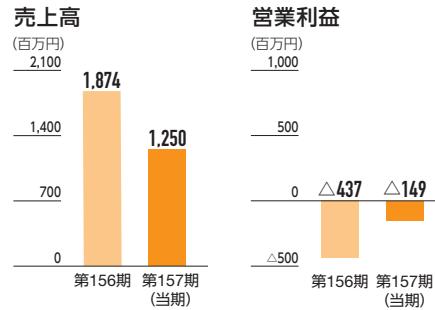


## 電池材料事業

二次電池正極材料の販売数量が減少したことから、売上高は、1,250百万円と前期に比べ623百万円（33.3%）減となり、生産コストが改善したことなどから、損益は、前期に比べ287百万円の好転となったものの、149百万円の営業損失となりました。

### 主要な事業内容

二次電池正極材料

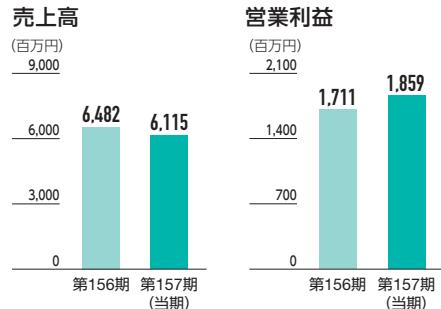


## その他事業

電気設備工事が減少したことなどから、売上高は、6,115百万円と前期に比べ366百万円（5.7%）減となったものの、コスト削減等により、営業利益は、1,859百万円と前期に比べ148百万円（8.7%）増となりました。

### 主要な事業内容

不動産賃貸、エンジニアリング、ソフトウェア開発



## (2) 設備投資等の状況

当期における設備投資の総額は、20,245百万円であり、その主な内容は、以下のとおりであります。

- |                                    |            |
|------------------------------------|------------|
| 当社高知工場：サイロ等増設工事                    | (当期完了)     |
| エスオーシーマリン(株)：石灰石専用船（6,000t積1隻）建造   | (当期完了)     |
| 当社赤穂工場：排ガス処理設備更新工事                 | (当期末現在継続中) |
| エスオーシーマリン(株)：セメントタンカー（2,000t積1隻）建造 | (当期末現在継続中) |

### (3) 資金調達の状況

当期は、当社において次の社債の発行を行いました。

銘柄	発行年月日	発行総額	利率	償還期限
第16回無担保普通社債	2019年6月12日	50億円	年0.270%	2026年6月12日

### (4) 対処すべき課題

#### <経営方針>

当社グループは、「私たちは、地球環境に配慮し、たゆまない技術開発と多様な事業活動を通じて、豊かな社会の維持・発展に貢献する企業グループを目指します。」という企業理念のもと、セメントをはじめとする各種製品の安定供給を推進するとともに、持続的発展のため、グループを挙げて事業拡大およびコスト削減等に取り組んでまいります。

#### <事業環境>

今後のわが国経済は、通商問題の動向が世界経済に与える影響等によるリスクに加え、新型コロナウイルス感染症の影響による内外経済のさらなる下振れ等のリスクが存在しており、景気の先行きにつきましては、引き続き厳しい状況にあります。

セメント業界におきましては、民間設備投資が増加することが見込まれるもの、民間住宅投資の減少等が予想されることから、民需は、前年並みで推移するものと思われ、また、官公需も、防災・減災、国土強靭化のための対策等の公共投資が前年並みで推移すると見込まれることから、内需は、ほぼ横這いで推移するものと思われます。なお、新型コロナウイルス感染症による内需への影響は、今のところ不明であり、織り込んでおりません。

#### <「2017-19年度 中期経営計画」の総括>

当社グループは、2017年度から「2017-19年度 中期経営計画」をスタートさせました。本中期経営計画では、セメント関連事業および高機能品事業の両事業分野で、市場を拡大し、安定的に成長し続ける企業グループとなることを将来目指すべき方向性とし、当社の対応すべき課題に次のとおり取り組んでまいりました。

##### ① セメント関連事業（セメント事業・鉱産品事業・建材事業）

###### (イ) 海外セメント戦略

高知工場におけるセメント貯蔵用大型サイロの活用と赤穂工場での輸出対応に取り組むことにより、輸出の継続的な拡大を図ってまいりました。

(口) 周辺市場での拡大

リサイクル関連設備の増強やリサイクル品の最大限の取り込み等に取り組み、環境事業の拡大に努めるとともにセメント関連事業分野の各事業の連携やシナジーを追求し、周辺市場の開拓に努めました。

(ハ) 事業基盤の強化

物流の合理化を目的としてデンカ株式会社との合弁会社の設立、小名浜サービスステーションにおけるセメントサイロの新設、岐阜工場および赤穂工場における高効率クリンカーラーの導入等を行い、物流合理化の拡大や設備増強等を進め、事業基盤の強化に取り組んでまいりました。

② 高機能品事業（光電子事業・新材料事業・電池材料事業）

(イ) 主力製品の増産対応

東莞住創光電子技術有限公司における新伝送方式用光通信部品の製造設備増設や市川事業所における半導体製造装置向け電子材料の製造設備増設を行い、主力製品の増産対応や生産性向上に取り組んでまいりました。

(口) 新規事業・新製品の開発

外部リソースの活用とともに、研究開発を強化し、新規事業・新製品の開発に取り組むことにより、事業分野全体の継続的成長に努めました。

<「2020－22年度 中期経営計画」>

当社グループは、2020年度から「2020－22年度 中期経営計画」をスタートさせました。本中期経営計画では、「セメント関連事業および高機能品事業の両事業分野で、市場を拡大し、安定的に成長し続ける企業グループとなる。」ことを目指すとともに、社会的課題の解決への貢献のために次のとおり取り組んでまいります。

① セメント関連事業（セメント事業・鉱產品事業・建材事業）

(イ) セメント・固化材の収益力向上と事業基盤整備

- ・数量の確保とコスト削減に取り組み、外部環境に影響されにくい体制を構築していきます。
- ・物流の合理化拡大や生産物流体制の整備、環境対策など必要な投資を進め、事業基盤を強化していきます。

(口) 関連事業の拡大

- ・国内セメント市場での成長が見込めない中、海外セメント事業の立ち上げに注力していきます。
- ・鉱產品事業・建材事業は、安定的な成長を目指していきます。

## ② 高機能品事業（光電子事業・新材料事業・電池材料事業）

### （イ）既存主力商品の競争優位性の確保と新製品の開発

- ・市場拡大を見込む成長分野として積極的に事業推進していきます。
- ・技術力強化と生産性向上により、顧客ニーズへの的確に対応していきます。
- ・基盤技術の応用と外部リソースの活用などによって、研究開発を強化し、新製品の開発に取り組んでいきます。

## ③ 環境対策

### （イ）環境対策強化

- ・社会的課題となっている廃プラスチックや一般ゴミ焼却灰の受入を増やし、そのための設備投資を実施していきます。

### （ロ）CO<sub>2</sub>排出削減への取り組み

- ・CO<sub>2</sub>の排出削減については、サステナブル対策委員会を立ち上げ、中長期的な削減目標・具体策の検討に取り組んでいきます。

これらの取り組みにより、中長期的な数値目標として、ROE（自己資本当期純利益率）8%以上を目指してまいります。

また、当社グループは、2019年度に企業活動を通じて重点的に取り組む5つのマテリアリティ（①「豊かな社会の維持・発展に貢献」、②「地球環境への配慮」、③「循環型社会への貢献」、④「人材の育成・活用」、⑤「ガバナンスの充実」）を特定しており、本中期経営計画における取り組みを通じて、当社グループの安定的成長と社会的課題の解決を図っていくことにより、マテリアリティを実現してまいります。

## (5) 財産および損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区分	2016年度 (第154期)	2017年度 (第155期)	2018年度 (第156期)	2019年度 (当期)
売上高 (百万円)	234,062	244,826	251,061	245,159
経常利益 (百万円)	22,627	20,153	15,799	16,947
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	16,210	14,659	7,799	10,922
1株当たり当期純利益 (円)	399.34	361.20	199.15	283.21
総資産 (百万円)	336,790	339,958	324,755	321,108
純資産 (百万円)	195,869	204,157	194,138	198,699

- (注) 1. 2016年度（第154期）は、セメント事業等で増収となったものの、その他の事業で減収となったことから、売上高は、前期並みとなりましたが、経常利益は、セメント事業等により減益となり、固定資産売却益を計上したことなどから、親会社株主に帰属する当期純利益は、増益となりました。
2. 2017年度（第155期）は、セメント事業等で増収となったことから、売上高は、増収となりましたが、セメント事業等で減益となったことから、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益は、減益となりました。
3. 2018年度（第156期）は、セメント事業等で増収となったことから、売上高は、増収となりましたが、セメント事業等で減益となったことから、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益は、減益となりました。
4. 2019年度（当期）は、前記（1）事業の経過およびその成果に記載いたしましたとおり、セメント事業等で減収となったことから、売上高は、減収となりましたが、セメント事業、建材事業、光電子事業等で増益となったことなどから、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益は、増益となりました。
5. 当社は、2018年10月1日を効力発生日として、普通株式について10株を1株とする株式併合を行いました。これに伴い、上記の1株当たり当期純利益は、2016年度（第154期）の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。
6. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号2018年2月16日）等を2018年度（第156期）の期首から適用しており、上記の2017年度（第155期）に係る総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の指標となっております。

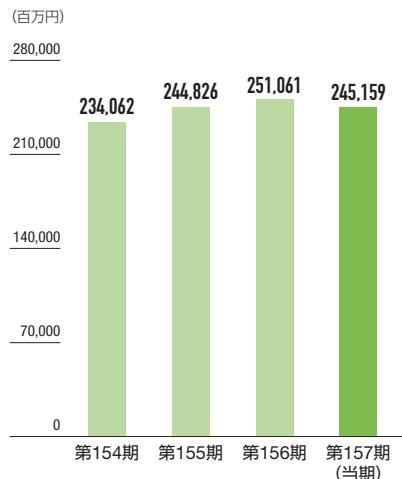
② 当社の財産および損益の状況の推移

区分	2016年度 (第154期)	2017年度 (第155期)	2018年度 (第156期)	2019年度 (当期)
売上高(百万円)	150,707	154,057	157,375	155,935
経常利益(百万円)	18,787	15,590	11,088	12,409
当期純利益(百万円)	13,313	11,462	4,692	8,157
1株当たり当期純利益(円)	327.99	282.44	119.81	211.51
総資産(百万円)	284,537	287,868	274,968	273,244
純資産(百万円)	168,845	173,446	160,678	162,751

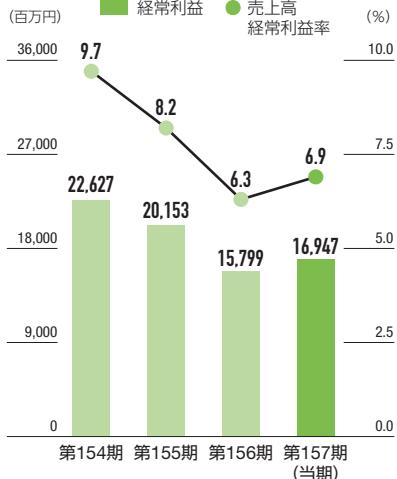
- (注) 1. 当社は、2018年10月1日を効力発生日として、普通株式について10株を1株とする株式併合を行いました。これに伴い、上記の1株当たり当期純利益は、2016年度(第154期)の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号2018年2月16日)等を2018年度(第156期)の期首から適用しており、上記の2017年度(第155期)に係る総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の指標となっております。

## 財務ハイライト(連結)

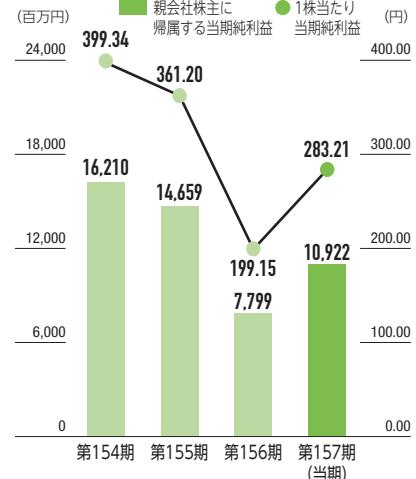
### 売上高



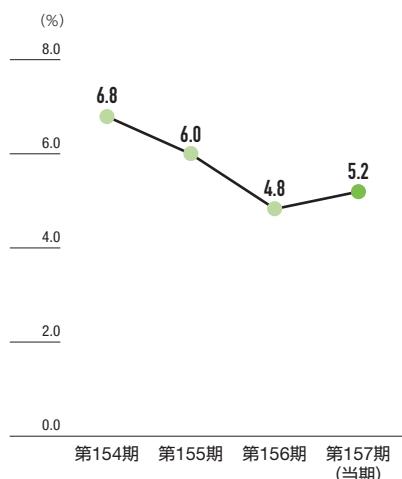
### 経常利益、売上高経常利益率



### 親会社株主に帰属する当期純利益、1株当たり当期純利益



### ROA (総資産経常利益率)



### 自己資本比率



### 1株当たり純資産額



- (注) 1. 当社は、2018年10月1日を効力発生日として、普通株式について10株を1株とする株式併合を行いました。これに伴い、上記の1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額は、2016年度（第154期）の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号2018年2月16日）等を2018年度（第156期）の期首から適用しており、上記の2017年度（第155期）に係るROAおよび自己資本比率については、当該会計基準を遡って適用した後の指標となっております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況（2020年3月31日現在）

### ① 親会社との関係

該当する事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
和歌山高炉セメント株式会社	450	66.7	高炉セメントの製造・販売
千代田エンジニアリング株式会社	304	91.7	電気設備工事および電気炉等の設置工事
エスオーシー物流株式会社	300	100.0	内航海運業
株式会社エスティック	300	100.0	地盤改良工事およびコンクリート構造物補修工事
秋芳鉱業株式会社	250	100.0	石灰石の採掘・販売
栗本コンクリート工業株式会社	100	90.0	ヒューム管ならびにその他コンクリート製品の製造・販売
八戸セメント株式会社	100	80.0	各種セメントの製造・販売
北浦エスオーシー株式会社	90	100.0	生コンクリート・セメント・その他建材製品の販売
東京エスオーシー株式会社	60	100.0	生コンクリートの製造・販売
泉工業株式会社	40	100.0	碎石の販売、建材製品の製造・販売、建設発生土の中間処理および木質チップ等の製造・販売
スミセ建材株式会社	40	100.0	生コンクリート・セメント・その他建材製品の販売

（注）当社の出資比率については、間接保有分を含めて記載しております。

## (7) 主要な営業所および工場（2020年3月31日現在）

### ① 当社

(イ) 本社 東京都千代田区

(ロ) 支店

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
札幌支店	北海道札幌市	大阪支店	大阪府大阪市
東北支店	宮城県仙台市	四国支店	香川県高松市
東京支店	東京都千代田区	広島支店	広島県広島市
北陸支店	石川県金沢市	福岡支店	福岡県福岡市
名古屋支店	愛知県名古屋市		

(ハ) セメント工場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
栃木工場	栃木県佐野市	赤穂工場	兵庫県赤穂市
岐阜工場	岐阜県本巣市	高知工場	高知県須崎市

(二) 石灰石事業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
山口事業所	山口県長門市	小倉事業所	福岡県北九州市

(ホ) 研究所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
新規技術研究所	千葉県船橋市	セメント・コンクリート研究所	千葉県船橋市

## ② 子会社

名 称	所 在 地					
和歌山高炉セメント株式会社	和	歌	山	県	和	歌
千代田エンジニアリング株式会社	東	京	都	港		市
エスオーシー物流株式会社	東	京	都	千	代	田
株式会社エスティック	大	阪	府	大	阪	市
秋芳鉱業株式会社	山	口	県	美	祢	市
栗本コンクリート工業株式会社	滋	賀	県	愛	荘	町
八戸セメント株式会社	青	森	県	八	戸	市
北浦エスオーシー株式会社	大	阪	府	大	阪	市
東京エスオーシー株式会社	東	京	都	港		区
泉工業株式会社	栃	木	県	佐	野	市
スミセ建材株式会社	東	京	都	文	京	区

## (8) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

### ① 企業集団の従業員の状況

区分		従業員数	対前期末増減
セメント事業	ト事業	1,666名	+30名
鉱品事業	事業	211名	+7名
建材事業	事業	282名	+8名
光電子事業	事業	198名	-7名
新材料事業	事業	157名	+4名
電池材料事業	事業	170名	-25名
その他の事業	事業	214名	+10名
全社(共通)		107名	+4名
合計		3,005名	+31名

(注) 従業員数は、就業人員数であります。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	対前期末増減	平均年齢	平均勤続年数
1,196名	+10名	41.5歳	17.9年

(注) 従業員数は、就業人員数であり、他社への出向者201名を含んでおりません。

## (9) 主要な借入先（2020年3月31日現在）

借入先		借入額(百万円)
株式会社三井住友銀行		7,155
三井住友信託銀行株式会社		3,895
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構		2,983
株式会社日本政策投資銀行		2,895
株式会社三三菱UFJ銀行		2,696

## 2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 130,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 40,643,217株(うち自己株式2,077,354株)
- (3) 株主数 23,006名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスター・トラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,165	10.8
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	3,390	8.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,189	5.7
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U. S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	1,740	4.5
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE THE KILTEARN GLOBAL EQUITY FUND	1,291	3.3
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	1,160	3.0
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	953	2.5
住友生命保険相互会社	852	2.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	773	2.0
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS TOBACCO FREE INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	740	1.9

(注) 1. 当社は、自己株式2,077,354株を保有しておりますが、上記の大株主から除外しております。  
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数（2,077,354株）を除いた数に基づき、算出しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

(2020年3月31日現在)

地 位		氏 名	担当および重要な兼職の状況
※取締役	社長	関根福一	
※専務	締行役	大西利彦	不動産事業室、セメント営業管理部、国際部、物流部 各担当
取常務	締行役	小西幹郎	知的財産部、光電子事業部、新材料事業部、新規技術研究所 各担当
取常務	締行役	諸橋央典	人事部、企画部、管理部 各担当
取常務	締行役	土井良治	生産技術部、設備部、鉱産品事業部、環境事業部、セメント・コンクリート研究所 各担当
取常務	締行役	青木秀起	赤穂工場長
取締役		齊田國太郎	平和不動産株式会社社外取締役 キヤノン株式会社社外取締役
取締役		牧野光子	
監査役(常勤)		伊藤要	
監査役(常勤)		高瀬芳章	
監査役		保坂庄司	
監査役		鈴木和男	

- (注) 1. ※印表示は、代表取締役を示します。
- 取締役のうち齊田國太郎および牧野光子の両氏は、社外取締役であります。
  - 監査役のうち保坂庄司および鈴木和男の両氏は、社外監査役であります。
  - 取締役齊田國太郎氏は、弁護士であります。
  - 監査役伊藤要氏は、当社の経理・財務部門および内部監査部門における業務経験を有しており、監査役高瀬芳章氏は、当社の経理・財務部門および内部監査部門における業務経験を有しており、監査役保坂庄司氏は、公認内部監査人の資格を有しております、監査役鈴木和男氏は、公認会計士の資格を有しております、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  - 取締役齊田國太郎氏、取締役牧野光子氏、監査役保坂庄司氏および監査役鈴木和男氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
  - 取締役齊田國太郎氏は、2019年6月25日付をもって株式会社ニチレイの社外監査役を退任いたしました。

8. 当事業年度末日後に生じた取締役の担当および重要な兼職の状況の異動は、以下のとおりであります。

氏名	担当および重要な兼職の状況		異動年月日
	異動後	異動前	
諸橋央典	人事部、企画部、管理部、建材事業部 各担当	人事部、企画部、管理部 各担当	2020年4月1日

[事業年度中に退任した取締役および監査役]

氏名	退任時の地位	退任日
菅雄志	取締役執行役員副社長	2019年6月27日(任期満了)
吉富功	取締役専務執行役員	2019年6月27日(任期満了)
山本繁実	取締役専務執行役員	2019年6月27日(任期満了)
関根章雄	監査役(常勤)	2019年6月27日(任期満了)
友澤史紀	監査役	2019年11月8日(逝去)

[取締役を兼務しない執行役員の氏名等]

(2020年3月31日現在)

地位	氏名	担当
常務執行役員	小木亮二	総務部、法務室、資材部、船橋事務所 各担当
執行役員	内村典文	不動産事業室、東京支店 各担当、不動産事業室長兼東京支店長
執行役員	下毛真史	光電子事業部担当、光電子事業部長
執行役員	島田徹	新材料事業部担当、新材料事業部長
執行役員	小堺規行	建材事業部担当、建材事業部長
執行役員	関本正毅	企画部、管理部、資材部 各担当、資材部長
執行役員	小野昭彦	環境事業部担当、環境事業部長
執行役員	元木徹	電池材料事業部担当、電池材料事業部長

(注) 当事業年度末日後に生じた取締役を兼務しない執行役員の担当の異動は、以下のとおりであります。

氏名	担当		異動年月日
	異動後	異動前	
小堺規行	セメント・コンクリート研究所担当、セメント・コンクリート研究所長	建材事業部担当、建材事業部長	2020年4月1日

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額であります。

## (3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

取締役 11名 261百万円（うち社外2名 21百万円）

監査役 6名 57百万円（うち社外3名 22百万円）

（注）上記の報酬等の額には、当事業年度中に退任した取締役3名および監査役2名に支給した報酬等が含まれております。

## (4) 社外役員に関する事項

① 取締役 齊田 國太郎

（イ）重要な兼職先と当社との関係

平和不動産株式会社およびキヤノン株式会社は、当社との間に特別な関係はありません。

（ロ）当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、必要に応じて発言を適宜行っております。

② 取締役 牧野 光子

（イ）当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、必要に応じて発言を適宜行っております。

③ 監査役 友澤 史紀

(イ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

2019年11月8日の監査役退任まで、当事業年度開催の取締役会10回のうち8回に出席、監査役会8回のうち7回に出席し、必要に応じて発言を適宜行っております。

④ 監査役 保坂 庄司

(イ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席、監査役会13回の全てに出席し、必要に応じて発言を適宜行っております。

⑤ 監査役 鈴木 和男

(イ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席、監査役会13回のうち12回に出席し、必要に応じて発言を適宜行っております。

## 4. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                    |       |
|------------------------------------|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬              | 73百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 74百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人および関係部署からの報告の聴取および必要な資料の入手を通じて、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度の会計監査遂行状況の評価を行い、報酬額の見積りの相当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「社債発行に伴うコンフォートレター作成業務」および「特許権使用料に関する証明業務」を委託しております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条に定める監査役会による解任のほか、会計監査人が適切な監査を遂行することが困難であると認められる場合等その必要があると判断するときは、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定いたします。

## 5. 会社の体制および方針

### (1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」整備の基本方針について、以下のとおり取締役会において決議しております。また、その有効性を適宜検証し、内部統制システムの向上および改善に努めてまいります。

#### ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (イ) 当社グループの全ての役職員（執行役員制度に基づく執行役員を含む。また、嘱託、派遣社員を含む。）に対し、コンプライアンスの意識高揚、浸透、定着を図るため、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、その役割と責任を明確にするため、コンプライアンス委員会規程を制定する。
- (ロ) コンプライアンス委員会は、毎年度ごとにコンプライアンスに関する活動の計画を策定し、その進捗を管理する。
- (ハ) コンプライアンスの状況に関する監査は、内部監査室が行い、その監査結果をコンプライアンス委員会に報告する。コンプライアンス委員会は、監査結果について、必要に応じ適切な措置を講じるとともに、監査結果等を取締役会および監査役に報告する。
- (ニ) 当社グループの企業活動にかかるコンプライアンスに関して、当社グループ社員（嘱託、派遣社員を含む。）から通報を受け、その是正のための措置を行うことを目的とした通報制度（コンプライアンスホットライン制度）を設ける。なお、通報窓口は、社内においては内部監査室、社外においては弁護士をこれにあてる。また、通報者の希望により匿名性を確保するとともに、通報者に対し不利益な扱いを行わない。
- (ホ) 当社グループの業務活動および諸制度に関し、内部監査を行うことを目的として内部監査室を設置する。
- (ヘ) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした対応を行い、一切の関係を遮断するための体制を整備する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (イ) 法令および文書規程、情報管理基本規程、情報セキュリティ基本規程等の社内規程に基づき文書等の保存および管理を行う。
- (ロ) 当社の意思決定に係る書類である伺書については、検索が容易なデータベースに登録することにより管理するとともに、当該データベースについては、監査役の閲覧に供するものとする。

### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (イ) 当社グループのリスクの把握、評価および対応を図るため、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、その役割と責任を明確にするため、リスク管理委員会規程を制定する。
- (ロ) リスク管理委員会は、毎年度ごとにリスク管理に関する活動の計画を策定し、その進捗を管理する。
- (ハ) リスク管理の状況に関する監査は、内部監査室が行い、その監査結果をリスク管理委員会に報告する。リスク管理委員会は、監査結果について、必要に応じ適切な措置を講じるとともに、監査結果等を取締役会および監査役に報告する。

### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ) 当社を取り巻く環境の変化に適切かつ効率的に対応するため、中期経営計画を策定し、達成すべき目標とそれを実現するためのアクションプランを明確にし、これに取り組む。
- (ロ) 経営における意思決定・監督機能と執行機能の分離による各々の機能の強化や意思決定の迅速化と権限・責任の明確化により経営の効率化を図るため、執行役員制度を導入する。
- (ハ) 取締役会規程、職務権限規程等の社内規程により職務権限・意思決定のルールを明確にすることで適正かつ効率的な職務の執行を図る。

### ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

#### (イ) 子会社の取締役等の職務の執行に係わる事項の会社への報告に関する体制

当社グループ会社における協力の推進と子会社の自主責任を前提とした経営を基本理念に、当社グループ全体の業務の整合性の確保と効率的な遂行を図るため関係会社管理規程を制定し、子会社から報告すべき事項を明確にするとともに、子会社を管理する担当部署を設置する。

#### (ロ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理については、リスク管理委員会の活動対象を当社グループ全体とし、内部監査室によるリスク管理の状況に関する内部監査の対象も当社グループ全体とする。

#### (ハ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社を取り巻く環境の変化に適切かつ効率的に対応するため、年間予算を策定し、その達成に取り組む。取締役会規程、職務権限規程等の社内規程により職務権限・意思決定ルールを明確にすることで適正かつ効率的な職務の執行を図る。

#### (二) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスについては、コンプライアンス委員会の活動対象を当社グループ全体とし、内部監査室によるコンプライアンスの状況に関する内部監査の対象も当社グループ全体とする。また、コンプライアンスホットライン制度については、その通報窓口を子会社にも開放し、これを子会社に周知することにより、当社グループにおけるコンプライアンスの実効性を確保する。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項および当該使用者の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該使用者に対する指示の実効性確保に関する事項
- (イ) 監査役を補助すべき使用者として、監査役業務補助員を設置する。監査役業務補助員は監査役の指示を受けて業務を遂行する。
- (ロ) 監査役業務補助員の人事異動および人事考課に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- ⑦ 取締役および使用者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- (イ) 会議体の議事結果やコンプライアンスおよびリスク管理に関する監査の結果等の定例的な事項については、監査役に対し定期的に報告するとともに、会社に著しい損害を与える事態が発生し、もしくはそのおそれのあることを知ったとき、職務遂行に関する不正な行為もしくは法令定款に違反する重大な事実があったときまたは当局から行政処分を受けたときは、速やかにその事実を監査役に報告する。
- (ロ) 内部監査室は、内部監査の結果を監査役に報告する。
- ⑧ 子会社の取締役等および使用者またはこれらの者から報告を受けた者の監査役への報告に関する体制
- (イ) 子会社に著しい損害を与える事態が発生し、もしくはそのおそれがあることを知ったとき、職務執行に関する不正な行為もしくは法令定款に違反する重大な事実があったときまたは当局から行政処分を受けたときは、速やかにその事実を監査役に報告する。
- ⑨ 監査役への報告をした者がそれを理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- (イ) 報告者の匿名性を確保するとともに、報告者に対し人事上の処遇等において不利な取扱いを行わない。
- ⑩ 監査役の費用の前払い・償還の手続きその他職務執行について生ずる費用・債務処理の方針に関する事項
- (イ) 監査方針・計画等に基づく監査役の職務の円滑な執行に必要と認められる費用（前払い・償還を含む）は、当社の負担とする。
- ⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (イ) 原則として2ヶ月に1回、社長と監査役との懇談会を開催し、社長は、監査役に業務執行の状況を報告するとともに、会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図る。
- (ロ) 当社の意思決定に係る書類である伺書のデータベースを監査役の閲覧に供するとともに、取締役会のほかにも業務執行の状況を把握するために必要な会議への監査役の出席を認めるものとする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ① コンプライアンスに関する取り組みの状況

コンプライアンス委員会は、当社グループ全体のコンプライアンスの意識高揚、浸透、定着を図るための各種階層別の研修、セミナー等をはじめとする年間の活動実績および活動計画を審議するとともに、コンプライアンスに関する必要な措置を講じ、その結果については取締役会に報告しています。また、内部監査室は、当社グループ全体の業務活動等に関する内部監査に加え、コンプライアンスの状況に関する監査を実施し、その結果を社長およびコンプライアンス委員会に報告しています。さらに、コンプライアンスホットライン制度を設けており、その対象を当社グループ全体とし、その制度趣旨を周知するとともに、通報された事案については、速やかに事実関係を確認し、その是正等、適切な措置を講じています。

### ② リスク管理に関する取り組みの状況

リスク管理委員会は、当社グループ全体のリスクの把握、評価および対応を図るための年間の活動実績および活動計画を審議するとともに、リスク管理に関する必要な措置を講じ、その結果については取締役会に報告しています。また、内部監査室は、当社グループ全体のリスク管理の状況に関する監査を実施し、その結果を社長およびリスク管理委員会に報告しています。

### ③ その他の職務執行が適正かつ効率的に行われることを確保するための取り組みの状況

中期経営計画の策定にあたっては、経営会議にて、十分な審議を経た後、取締役会にて決議し、達成すべき目標とそれを実現するためのアクションプランを明確にし、その概要については、公表したうえで、これに取り組んでいます。また、経営における意思決定・監督機能と執行機能の分離による各々の機能の強化や意思決定の迅速化と権限・責任の明確化のため、執行役員制度を導入し、そのもとで執行役員会議を設置し、取締役会における審議の結果の伝達、各執行役員の業務執行状況の報告を行っています。さらに、取締役会規程、職務権限規程等の社内規程により、取締役会への付議基準や当事部門における一定職位の決裁権および協議先となる関係部門の審議権を定め、職務権限・意思決定のルールを明確にすることで適正かつ効率的な職務の執行を図っています。

### ④ 監査役の職務が実効的に行われることを確保するための取り組みの状況

監査役は、取締役等からの業務執行状況、内部監査室からの内部監査の結果、コンプライアンスおよびリスク管理の状況に関する監査結果等についての報告を受けるとともに、重要な会議への出席等により、職務の執行に必要な情報を入手しています。また、監査方針・計画等に基づく監査役の職務の執行に必要な費用については、予め必要な額を見積り、かかった費用については、当社が負担しています。

---

(注) 本事業報告に記載しております数値は、金額および株式数については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

単位：百万円

科目	当期 2020年3月31日現在	前期 (ご参考) 2019年3月31日現在	科目	当期 2020年3月31日現在	前期 (ご参考) 2019年3月31日現在
<b>資産の部</b>					
<b>流動資産</b>	<b>87,885</b>	<b>90,687</b>	<b>負債の部</b>	<b>70,441</b>	<b>81,631</b>
現金及び預金	15,863	15,333	支払手形及び買掛金	27,593	29,051
受取手形及び売掛金	48,359	50,061	短期借入金	21,354	22,197
商品及び製品	7,067	7,076	1年内返済予定の長期借入金	5,470	10,252
仕掛品	1,433	1,945	1年内償還予定の社債	—	5,000
原材料及び貯蔵品	12,876	13,542	未払法人税等	2,736	2,018
短期貸付金	547	554	賞与引当金	2,438	2,381
その他の流動資産	1,740	2,187	その他の流動負債	10,848	10,730
貸倒引当金	△ 1	△ 12	<b>固定負債</b>	<b>51,966</b>	<b>48,985</b>
<b>固定資産</b>	<b>233,222</b>	<b>234,067</b>	社債	10,000	5,000
<b>有形固定資産</b>	<b>166,407</b>	<b>166,002</b>	長期借入金	15,783	18,613
建物及び構築物	50,437	49,339	繰延税金負債	10,525	11,250
機械装置及び運搬具	56,728	55,824	役員退職慰労引当金	147	146
土地	37,180	37,123	P C B 廃棄物処理費用引当金	107	163
建設仮勘定	4,339	7,812	退職給付に係る負債	2,176	2,207
その他の有形固定資産	17,721	15,902	資産除去債務	1,041	1,046
<b>無形固定資産</b>	<b>3,017</b>	<b>2,724</b>	その他の固定負債	12,184	10,558
<b>投資その他の資産</b>	<b>63,797</b>	<b>65,339</b>	<b>負債合計</b>	<b>122,408</b>	<b>130,617</b>
投資有価証券	54,089	55,592	<b>純資産の部</b>	<b>172,493</b>	<b>166,029</b>
長期貸付金	2,774	2,801	<b>株主資本</b>	<b>資本金</b>	<b>41,654</b>
繰延税金資産	1,216	1,199	<b>資本剰余金</b>	<b>24,558</b>	<b>24,558</b>
退職給付に係る資産	382	419	<b>利益剰余金</b>	<b>117,100</b>	<b>110,612</b>
その他の投資	5,455	5,459	<b>自己株式</b>	△ 10,819	△ 10,795
貸倒引当金	△ 120	△ 131	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>24,231</b>	<b>26,266</b>
<b>資産合計</b>	<b>321,108</b>	<b>324,755</b>	<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>24,517</b>	<b>26,164</b>
<b>負債・純資産合計</b>			<b>為替換算調整勘定</b>	<b>504</b>	<b>452</b>
			<b>退職給付に係る調整累計額</b>	△ 791	△ 349
			<b>非支配株主持分</b>	<b>1,975</b>	<b>1,841</b>
			<b>純資産合計</b>	<b>198,699</b>	<b>194,138</b>
			<b>負債・純資産合計</b>	<b>321,108</b>	<b>324,755</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

## 連結キャッシュ・フロー計算書の要旨(ご参考)

科目	単位：百万円	
	当期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	前期 (ご参考) 2018年4月1日から 2019年3月31日まで
<b>売上高</b>	<b>245,159</b>	<b>251,061</b>
<b>売上原価</b>	<b>193,491</b>	<b>200,756</b>
<b>売上総利益</b>	<b>51,667</b>	<b>50,305</b>
<b>販売費及び一般管理費</b>	<b>35,539</b>	<b>36,126</b>
<b>営業利益</b>	<b>16,128</b>	<b>14,178</b>
<b>営業外収益</b>	<b>2,608</b>	<b>3,325</b>
受取利息及び配当金	1,687	1,796
為替差益	—	154
持分法による投資利益	268	408
受取賃貸料	135	140
その他の営業外収益	517	825
<b>営業外費用</b>	<b>1,789</b>	<b>1,704</b>
支払利息	706	752
為替差損	149	—
その他の営業外費用	933	951
<b>経常利益</b>	<b>16,947</b>	<b>15,799</b>
<b>特別利益</b>	<b>150</b>	<b>424</b>
固定資産売却益	144	135
投資有価証券売却益	6	288
<b>特別損失</b>	<b>1,594</b>	<b>4,213</b>
固定資産除却損	1,288	1,706
固定資産売却損	33	214
投資有価証券評価損	4	—
減損損失	268	2,292
<b>税金等調整前当期純利益</b>	<b>15,503</b>	<b>12,010</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>4,243</b>	<b>4,016</b>
<b>法人税等調整額</b>	<b>197</b>	<b>85</b>
<b>当期純利益</b>	<b>11,062</b>	<b>7,908</b>
非支配株主に帰属する当期純利益	139	109
親会社株主に帰属する当期純利益	10,922	7,799

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

科目	単位：百万円	
	当期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>32,305</b>	
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△18,815</b>	
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△12,959</b>	
<b>現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>△ 0</b>	
<b>現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>15,270</b>	
<b>現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>15,799</b>	

# 連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

単位：百万円

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
<b>当期首残高</b>	<b>41,654</b>	<b>24,558</b>	<b>110,612</b>	<b>△ 10,795</b>	<b>166,029</b>
<b>当期変動額</b>					
剰余金の配当			△ 4,435		△ 4,435
親会社株主に帰属する当期純利益			10,922		10,922
自己株式の取得				△ 24	△ 24
自己株式の処分		△ 0		0	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
<b>当期変動額合計</b>	<b>—</b>	<b>△ 0</b>	<b>6,487</b>	<b>△ 24</b>	<b>6,463</b>
<b>当期末残高</b>	<b>41,654</b>	<b>24,558</b>	<b>117,100</b>	<b>△ 10,819</b>	<b>172,493</b>

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
<b>当期首残高</b>	<b>26,164</b>	<b>452</b>	<b>△ 349</b>	<b>26,266</b>		<b>1,841</b>	<b>194,138</b>
<b>当期変動額</b>							
剰余金の配当							△ 4,435
親会社株主に帰属する当期純利益							10,922
自己株式の取得							△ 24
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 1,646	52	△ 441	△ 2,035	133	△ 1,901	
<b>当期変動額合計</b>	<b>△ 1,646</b>	<b>52</b>	<b>△ 441</b>	<b>△ 2,035</b>	<b>133</b>	<b>△ 1,901</b>	<b>4,561</b>
<b>当期末残高</b>	<b>24,517</b>	<b>504</b>	<b>△ 791</b>	<b>24,231</b>	<b>1,975</b>	<b>198,699</b>	

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表

単位：百万円

科目	当期 2020年3月31日現在	前期 (ご参考) 2019年3月31日現在	科目	当期 2020年3月31日現在	前期 (ご参考) 2019年3月31日現在
<b>資産の部</b>					
<b>流動資産</b>	<b>60,795</b>	<b>62,532</b>	<b>負債の部</b>	<b>66,880</b>	<b>73,630</b>
現金及び預金	13,067	11,944	支払手形	398	360
受取手形	3,806	3,976	買掛金	17,214	16,306
売掛金	24,427	26,758	短期借入金	32,438	30,761
商品及び製品	5,506	5,565	1年内返済予定の長期借入金	4,249	8,298
仕掛品	7	8	1年内償還予定の社債	—	5,000
原材料及び貯蔵品	9,214	9,617	未払金	8,640	9,481
前払費用	238	232	未払費用	391	408
短期貸付金	4,523	4,066	未払法人税等	1,759	1,232
その他の流動資産	955	1,032	預り金	197	200
貸倒引当金	△ 952	△ 669	賞与引当金	1,370	1,348
<b>固定資産</b>	<b>212,448</b>	<b>212,435</b>	その他の流動負債	220	233
<b>有形固定資産</b>	<b>136,730</b>	<b>135,757</b>	<b>固定負債</b>	<b>43,612</b>	<b>40,659</b>
建物	19,398	19,809	社債	10,000	5,000
構築物	23,028	21,255	長期借入金	11,465	13,715
機械及び装置	38,497	37,550	繰延税金負債	10,584	11,075
車両運搬具	37	57	長期預り金	8,059	7,818
工具、器具及び備品	801	854	退職給付引当金	40	790
原料地	15,311	14,724	P C B 廃棄物処理費用引当金	92	151
土地	34,456	34,572	債務保証損失引当金	—	87
リース資産	1,409	72	資産除去債務	229	225
建設仮勘定	3,789	6,860	その他の固定負債	3,140	1,796
<b>無形固定資産</b>	<b>2,166</b>	<b>1,849</b>	<b>負債合計</b>	<b>110,492</b>	<b>114,289</b>
借地権	48	48	<b>純資産の部</b>		
鉱業権	613	616	<b>株主資本</b>	<b>138,273</b>	<b>134,575</b>
ソフトウェア	885	585	<b>資本金</b>	<b>41,654</b>	<b>41,654</b>
その他の無形固定資産	618	598	<b>資本剰余金</b>	<b>24,513</b>	<b>24,513</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>73,551</b>	<b>74,828</b>	<b>資本準備金</b>	<b>10,413</b>	<b>10,413</b>
投資有価証券	48,923	51,283	その他資本剰余金	14,099	14,099
関係会社株式	10,989	10,340	<b>利益剰余金</b>	<b>82,925</b>	<b>79,203</b>
関係会社出資金	610	610	その他利益剰余金	82,925	79,203
長期貸付金	13,300	13,409	探鉱準備金	31	53
長期前払費用	1,474	1,321	固定資産圧縮積立金	2,122	2,178
その他の投資	1,723	1,851	特別償却準備金	—	0
貸倒引当金	△ 3,470	△ 3,988	別途積立金	25,097	25,097
<b>資産合計</b>	<b>273,244</b>	<b>274,968</b>	繰越利益剰余金	55,675	51,873
(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。					
<b>自己株式</b>					
△ 10,819 △ 10,795					
<b>評価・換算差額等</b>					
24,477 26,103					
<b>その他有価証券評価差額金</b>					
24,477 26,103					
<b>純資産合計</b>					
162,751 160,678					
<b>負債・純資産合計</b>					
273,244 274,968					

# 損益計算書

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

単位：百万円

科目	当期		前期 (ご参考) 2018年4月1日から2019年3月31日まで
	2019年4月1日から2020年3月31日まで		
<b>売上高</b>	<b>155,935</b>		<b>157,375</b>
<b>売上原価</b>	<b>118,541</b>		<b>121,354</b>
<b>売上総利益</b>	<b>37,394</b>		<b>36,021</b>
<b>販売費及び一般管理費</b>	<b>26,059</b>		<b>26,317</b>
<b>営業利益</b>	<b>11,334</b>		<b>9,703</b>
<b>営業外収益</b>	<b>2,497</b>		<b>2,769</b>
受取利息及び配当金	1,956		2,015
為替差益	—		218
その他の営業外収益	540		535
<b>営業外費用</b>	<b>1,422</b>		<b>1,385</b>
支払利息	546		575
為替差損	130		—
その他の営業外費用	745		810
<b>経常利益</b>	<b>12,409</b>		<b>11,088</b>
<b>特別利益</b>	<b>90</b>		<b>385</b>
固定資産売却益	84		96
投資有価証券売却益	6		288
<b>特別損失</b>	<b>1,303</b>		<b>4,102</b>
固定資産除却損	1,294		1,614
固定資産売却損	9		201
減損損失	—		23
貸倒引当金繰入額	—		2,176
債務保証損失引当金繰入額	—		87
<b>税引前当期純利益</b>	<b>11,195</b>		<b>7,371</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>2,799</b>		<b>2,544</b>
<b>法人税等調整額</b>	<b>239</b>		<b>135</b>
<b>当期純利益</b>	<b>8,157</b>		<b>4,692</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

単位：百万円

資本金	株主資本								利益 剰余金 合計	
	資本剩余金			利益剩余金						
	資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剩余金 合計	その他利益剰余金						
				探鉱 準備金	固定資産 圧縮 積立金	特別償却 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金		
<b>当期首残高</b>	41,654	10,413	14,099	24,513	53	2,178	0	25,097	51,873	79,203
<b>当期変動額</b>										
剩余金の配当										△4,435 △4,435
探鉱準備金の積立					6					△ 6 —
探鉱準備金の取崩					△ 29					29 —
固定資産圧縮積立金の取崩						△ 56				56 —
特別償却準備金の取崩							△ 0			0 —
当期純利益										8,157 8,157
自己株式の取得										
自己株式の処分				△ 0 △ 0						
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
<b>当期変動額合計</b>	—	—△ 0 △ 0	△ 0	△ 0	22	△ 56	△ 0	—	3,801	3,721
<b>当期末残高</b>	41,654	10,413	14,099	24,513	31	2,122	—	25,097	55,675	82,925

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
<b>当期首残高</b>	△ 10,795	134,575	26,103	26,103	160,678
<b>当期変動額</b>					
剩余金の配当		△ 4,435			△ 4,435
探鉱準備金の積立		—			—
探鉱準備金の取崩		—			—
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
特別償却準備金の取崩		—			—
当期純利益		8,157			8,157
自己株式の取得	△ 24	△ 24			△ 24
自己株式の処分	0	0			0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△ 1,625	△ 1,625	△ 1,625
<b>当期変動額合計</b>	△ 24	3,697	△ 1,625	△ 1,625	2,072
<b>当期末残高</b>	△ 10,819	138,273	24,477	24,477	162,751

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

住友大阪セメント株式会社  
取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 香 山 良 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉 川 高 史 印  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住友大阪セメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住友大阪セメント株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 憲本

招集ご通知

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

住友大阪セメント株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 香 山 良 印  
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 吉 川 高 史 印  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友大阪セメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第157期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監 査 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第157期事業年度の取締役の職務の執行について、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて、子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

住友大阪セメント株式会社 監査役会

監査役(常勤) 伊藤 要 印  
監査役(常勤) 高瀬 芳章 印  
社外監査役 保坂 庄司 印  
社外監査役 鈴木 和男 印

以上

〔メモ欄〕

## 募集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監查報告書

# 会場ご案内図



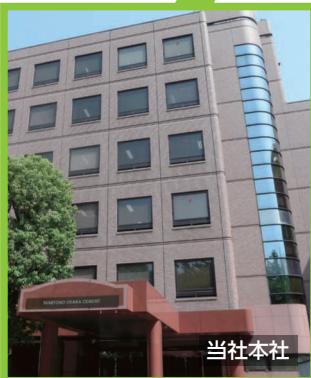
## 交通

### ●地下鉄

丸ノ内線四ツ谷駅 (出口1) より徒歩約5分  
南北線四ツ谷駅 (出口3) より徒歩約4分  
有楽町線・南北線市ヶ谷駅 (出口3) より徒歩約7分  
都営新宿線市ヶ谷駅 (出口3) より徒歩約7分

### ●JR

四ツ谷駅 (麹町口) より徒歩約3分  
市ヶ谷駅より徒歩約7分



本年から、株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産はとりやめさせていただきます。  
何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

 住友大阪セメント株式会社

〒102-8465 東京都千代田区六番町6番地28  
Tel. 03(5211)4500(代表)

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサル  
デザインフォントを採用しています。

VEGETABLE  
OIL INK

環境に配慮した植物油インキを  
使用しています。